

指定管理者の管理運営に対する評価シート

所管課	教育庁 体育保健課
評価対象期間	令和2年4月1日～令和3年3月31日

1 指定概要

施設概要	名称	大分県立庄内屋内競技場	施設種別	レクリエーション・スポーツ
	所在地	由布市庄内町大龍1314		
	設置目的	県民の体育及びスポーツの振興を図り、健康で文化的な生活の向上に寄与するため。		
指定管理者	名称	由布市		
	代表者名	由布市長 相馬尊重		
	所在地	由布市庄内町柿原302番地		
指定管理業務の内容	①スポーツ施設の維持管理及び修繕に関する業務 ②スポーツ施設の利用の受付及び案内に関する業務 ③スポーツ施設の利用の許可に関する業務 ④スポーツ施設の利用の促進に関する業務 ⑤その他教育委員会が特に必要と認める業務			
料金制度	利用料金 ・ 使用料 ・ 該当なし			
指定期間	平成31年4月1日～令和6年3月31日(5年間)			

2 評価結果

評価項目及び評価のポイント	
1	施設の設置目的の達成(有効性の向上)に関する取組み
(1)	施設の設置目的の達成
	①計画に則って施設の管理運営(指定管理業務)が適切に行われたか。また、施設を最大限活用して、施設の設置目的に沿った成果を得られているか(目標を達成できたか)。
	②施設の利用者の増加や利便性を高めるための取組みがなされ、その効果があったか。
	③複数の施設を一括して管理する場合、施設間の有機的な連携が図られ、その効果が得られているか。
	④施設の設置目的に応じた効果的な営業・広報活動がなされ、その効果があったか。
	【所見】
	○ 県内唯一のライフル射撃競技場であり、コロナ禍ではあるが感染症防止策を講じ、各種の大会を開催した。また、県ライフル射撃協会と由布高校のライフル射撃部が土日を含む週5～6回程度練習を行っているが、新型コロナウイルス感染症拡大防止による施設の休館及び身体接触を伴う活動の制限等があったことにより、目標利用者数7,800人に対し、実績6,076人(77.9%)であった。
	○ ライフル射撃での利用者数は、令和元年度と比較し、710人減(令和元年度5,161人、令和2年度4,451人)、86.2%であった。また、ライフル射撃以外の利用数は、テニス、ソフトテニス等で、令和元年度と比較し、593人減(令和元年度2,218人、令和2年度1,625人)、73.26%であった。
	○ 施設の管理運営については、施設の維持管理が主なものであり、ライフル射撃の利用にあたっては、射撃管理者または射撃従業者が必要なため、ライフル射撃協会と連携し、適切な管理運営を行っている。
	○ ライフル射撃協会の体験射撃及び由布高校射撃部の協力のもと、小・中学生を対象としたビームライフル体験を行い、競技人口の増加及び利用者数の増加に努めている。

(2) 利用者の満足度

- ①利用者アンケート等の結果、施設利用者の満足が得られていると言えるか。
- ②利用者の意見を把握し、それらを反映させる取組みがなされたか。
- ③利用者からの苦情に対する対応が十分に行われたか。
- ④利用者への情報提供が十分になされたか。
- ⑤その他サービスの質を維持・向上するための具体的な取組みがなされ、その効果があったか。

【所見】

- 由布市が設置する庄内屋内競技場運営委員会を開催し、利用団体との意見、要望を直接伺っている。また、随時、利用団体からの要望把握にも努めている。
- 施設についての意見箱を施設の出入口付近に設置し、利用者が提言できるよう努めている。

2 効率性の向上等に関する取組み

(1) 経費の低減等

- ①施設の管理運営(指定管理業務)に関し、経費を効率的に低減するための十分な取組みがなされ、その効果があったか。
- ②清掃、警備、設備の保守点検等の業務について再委託が行われた場合、それらが適切な水準で行われ、経費が最小限となるよう工夫がなされたか。
- ③経費の効果的・効率的な執行がなされたか。

【所見】

- 隣接する庄内総合運動公園の施設と一体的に管理することで、効率的な運営を実施している。
- 施設内に節電及び節水の張り紙を掲示し、電気料及び水道料が昨年に比べ約10%減少した。

(2) 収入の増加

- ①収入を増加するための具体的な取組みがなされ、その効果があったか。

【所見】

- 利用時間が午後10時までになっていることから、社会人等が利用しやすいようにしており、木曜日にはテニスが午後9時まで、金曜日にはソフトテニスが午後9時30分まで利用している。

3 公の施設にふさわしい適正な管理運営に関する取組み

(1) 施設の管理運営(指定管理業務)の実施状況

- ①施設の管理運営(指定管理業務)にあたる人員の配置が合理的であったか。
- ②職員の資質・能力向上を図る取組みがなされたか。
- ③地域や関係団体等との連携や協働が図られたか。

【所見】

- ライフル射撃の利用にあたっては、公安委員会登録の管理者、従事者が射撃場の管理を行うこととしており、委託職員、市教育委員会スポーツ振興課とも連携を図ることで安全利用に努めている。
- 通常は委託職員1名で対応しているが、イベント時には市教育委員会スポーツ振興課等が応援体制をとるようにしており、特に問題はない。

(2) 平等利用、安全対策、危機管理体制など

- ①関係法令(地方自治法、労働関係法令、通則条例、設置条例等)が遵守されているか。
- ②施設の利用者の個人情報保護のための対策が適切に実施されているか。
- ③利用者が平等に利用できるよう配慮されていたか。
- ④施設の管理運営(指定管理業務)に係る収支の内容に不適切な点はないか。
- ⑤管理物件の修繕や日常の事故防止などの安全対策が適切に実施されていたか。
- ⑥防犯や事故等の危機管理体制、防災士の配置など、防災に係る体制が適切であったか。
- ⑦防災に関する研修・訓練が効果的に実施されていたか。
- ⑧事故発生時や非常災害時の対応などが適切であったか。

【所見】

- 施設管理マニュアル、事故等対応マニュアルに沿った管理体制がとられている。また、緊急時の組織体制は防災士がいる市防災安全課と連携することとしている。
- 市の規則等に準じた取扱いを行っている。
- 自動ドアの修繕及び射場的受けを補修し、利用者が安全に利用できるよう努めた。

【総合評価】

【所見】

- 新型コロナウイルス感染症拡大防止による施設の休館(3/2~4/7、4/17~5/10)及び身体接触を伴う活動の制限等があり、4月~5月の利用者数は激減したが、6月以降は、令和元年度と比較して499人の減小(令和元年度及び2年度3月分利用者数を除く。)に抑えたことは、評価に値する。
- コロナ禍だが、施設の利用者数及びライフル射撃競技人口を増加させるため、感染症対策を講じたうえで、体験射撃会を行ったことは、評価に値する。

【今後の対応】

- 県内唯一のライフル射撃競技施設であり、競技団体と連携したライフル射撃の競技力向上により、ライフル射撃競技の認知度の向上及び競技人口の拡大を期待する。